

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (出資団体：社会福祉法人 富山市社会福祉協議会)
指 摘	(エ) 収納した金銭について、社会福祉法人富山市社会福祉協議会経理規程では、受入後すみやかに金融機関に預け入れなければならないとされているが、数日から数ヶ月分をまとめて金融機関へ預け入れているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘内容について、定期監査終了後、速やかに是正対応するよう団体に対し指示をした。団体からは、経理規定の内容に基づき、金銭出納業務に関する対応一覧表を令和7年1月末時点で見直しを行い、また、各所属共通の現金出納簿を新たに作成し、令和7年3月に対応一覧表及び現金出納簿を職員へ周知した旨の報告を受けている。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：富山FSパートナーズ) (指定管理施設：富山市民プール)
指 摘	(3) オ (イ) 富山市スポーツ施設条例において、施設の供用日及び供用時間は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に変更することができるとされているが、指定管理者が臨時に変更していることを把握しているにもかかわらず、市長の承認を得るよう指導していないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の施設の供用日及び供用時間の変更手続きについては、令和 6 年 1 0 月に適切な手続きを行うよう口頭にて指導しており、以降は適切に承認手続きが行われている。 今後も、富山市スポーツ施設条例に基づき、適切に手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：富山FSパートナーズ) (指定管理施設：富山市民プール)
指 摘
(3) オ (ウ) 富山市スポーツ施設条例施行規則において、指定管理者は、施設の使用を承認したときは、大会等又は団体の使用にあつては使用承認書を交付するものとされているが、提出された使用承認申請書の写しに「控」のゴム印を押印したものを使用承認書の代わりに申請者に交付していたことを把握しておらず、使用承認の手続きが適正に行われているか確認せず、必要な指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の使用承認の手続きが適切に行われていなかったことについては、令和 6 年 10 月に、適切に手続きを行うよう口頭にて指導しており、富山市スポーツ施設条例施行規則に定める承認書の交付を行っている。 今後も、富山市スポーツ施設条例施行規則に基づき、適切に手続きを行ってまいります。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：富山FSパートナーズ) (指定管理施設：富山市民プール)
指 摘
(3) オ (エ) 一般社団法人富山県水泳連盟、富山市水泳協会、特定非営利活動法人富山スイミングクラブが、施設の一部を占有しているが、行政財産の目的外使用許可を行っていないので、改善を図られたい。
措 置 状 況
令和 6 年 1 1 月に、施設の一部を占有している団体に状況の聞き取りを行ったところ、特定非営利活動法人富山スイミングクラブが一般社団法人富山県水泳連盟及び富山市水泳協会の業務を請け負った結果、占有状態となっていることを確認したため、行政財産使用許可に関する手続きを令和 7 年 1 月に行った。 今後も富山市公有財産管理規則に基づき、適切に手続きを行って参りたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘	(2) オ (ア) 富山市スポーツ施設条例施行規則において定められる使用の申請及び承認の手続きについて、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 ① 富山市八尾B&G海洋センタープールにおいて、3名以上の団体で使用する場合、使用者から富山市八尾B&G海洋センタープール施設団体使用希望届出書を提出させ、使用日時、レーン数等の受付を行っているが、使用者から使用承認申請書が提出されておらず、指定管理者は使用承認書を交付していなかった。また、個人の練習等の使用にあっては口頭の申し出に対して使用券を交付するものとされ、個人の回数券による使用の場合は、提示された回数券に使用日時を記載することにより使用券の交付に代えられているが、指定管理者は、使用者に、使用前に使用券又は回数券を提示させ使用日を記載しているが、それらを交付していなかった。
措 置 状 況	令和6年11月に下記のとおり指導を行った。 ・団体利用については、使用者から使用承認申請書を提出させ、指定管理者に使用承認書を交付する。 ・個人利用に係る回数券については、受付時に回数券の裏面に日にち及び受付時間を記載して本人に返却し、退館時に回収することで適切に利用時間の管理を行う。 ・使用券については、券売機で購入された使用券を受付で確認のうえ利用者へ返却し、退館時に回収することで適切に利用時間の管理を行う。 令和7年2月から利用者に対し周知を行い、同年3月から適切に運用が行われている。 今後も富山市スポーツ施設条例施行規則に基づき、適切に手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘
(2) オ (ア) 富山市スポーツ施設条例施行規則において定められる使用の申請及び承認の手続きについて、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 ② 富山市八尾ゆめの森テニスコートの使用において、大会等又は団体の使用にあつては富山市スポーツ施設使用承認書を、個人の使用にあつては使用券を交付するものとされているが、いずれも交付していなかった。
措 置 状 況
大会等又は団体の使用にあつては富山市スポーツ施設使用承認書を、個人の使用にあつては使用券を交付するよう令和6年11月に指定管理者に対し指導し、冬期休業(12/1～3/31)後の4月から運用を開始した。 今後も富山市スポーツ施設条例施行規則に基づき、適切に手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘	(2) オ(エ) 利用料金の減免について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 ① 富山市スポーツ施設条例施行規則に規定する使用料等の減免について、市長が特に必要と認めるものとして、スポーツ施設使用料等の減免取扱基準が定められているが、スポーツ合宿を行う県外チームの利用については、取扱基準に具体的な減免額が定められていないにもかかわらず、慣例的に30パーセント減免としていた。
措 置 状 況	これまでスポーツ合宿を行う県外チームが利用する際のスポーツ施設使用料を30%減免するようスポーツ健康課から各施設に対して指示していた経緯があり、各施設で減免決定していたが、ご指摘のスポーツ施設使用料等の減免取扱基準について、令和7年4月に現在の取扱いを踏まえた基準を定め、各施設へ周知した。今後も、富山市スポーツ施設条例施行規則や減免取扱基準等に基づき、適切に対応してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘	(2) オ(エ) 利用料金の減免について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 ② 減免額は、減免の対象となる利用料金の合計額に減免率を乗じ、その10円未満を四捨五入して減免額を算出すべきところ、単位当たりの金額に減免率を乗じ10円未満を切捨てたものを合計した額を減免額として算出していた。
措 置 状 況	富山市八尾ゆめの森テニスコート使用料の減免額の算定方法については、市の他施設と同様に利用料金の合計額に減免率を乗じ、その10円未満を四捨五入して減免額を算出するよう、令和6年11月に指定管理者に対して指導し、冬期休業(12/1～3/31)後の4月から運用を開始した。 今後も富山市スポーツ施設条例施行規則等に基づき、適切に対応してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘	(3) カ (ア) 富山市八尾B&G海洋センタープールにおいて、自主事業として、施設の一部を占用し物販を行っていたが、行政財産の目的外使用許可を行うよう指導していなかった ので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 1 月に、指定管理者に対し状況の是正を行うよう口頭で指導した結果、令和 7 年 1 月に使用許可申請が提出され、使用許可について承認した。 今後も富山市公有財産管理規則に基づき、適切に手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘	(3) カ (ウ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和6年10月に、指定管理者に対し、指定管理業務の再委託を行う場合については事前に承認を得るよう指導し、速やかに再委託について申請させ、承諾を行った。 また、令和7年度の指定管理業務においては、事前に再委託について申請させ、承諾を行っている。 今後も指定管理者において適切に事務が行われるよう、引き続き指導を行ってまいります。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
指 摘
(3) カ (エ) スポーツ施設使用料等の減免について、スポーツ健康課では、スポーツ施設使用料等の減免取扱基準を定め、富山市スポーツ施設条例施行規則別表第2の市長が特に必要と認めるものとして、減免の対象となる事業や団体等について規定しているが、減免額について定められておらず、それに伴い今回の監査で指摘事項が発見されたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘のスポーツ施設使用料等の減免取扱基準について、令和7年4月に減免額の明記等、現在の取扱いを踏まえた基準を定め、各施設へ周知した。 今後は減免取扱基準に基づき、適切に対応してまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課 (指定管理者：富山FSパートナーズ、スポーツマックス・三幸共同企業体) (指定管理施設：富山市民プール、富山市八尾B&G海洋センタープール及び富山市八尾ゆめの森テニスコート)
意 見	(2) ウ 施設使用の申請について、富山市スポーツ施設条例施行規則3条では、使用日の属する月前2月から当該使用日の前日までの間に提出しなければならないとされているが、基本協定書の業務仕様書「市等の優先使用に対する取扱い」において、市、公益財団法人富山市スポーツ協会及び協会加盟団体等の次年度の優先使用等の利用者調整方法を示している。この調整方法については、行政運営上やむを得ないこともあると思われるが、特定の団体に優先的に使用させる法的根拠はないことから、施設の設置目的に鑑み、優先使用に関する考えを整理されたい。
回 答	スポーツ基本法第7条において、「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。」と規定されています。また同法第21条において、「国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されていることから、地域スポーツクラブ等の活動の安定性の確保は市の責務であるとともに、本市のスポーツ振興を図るうえで重要な役割を果たすものと考えております。 「市営スポーツ施設における優先使用の調整方法」において対象とする団体は、富山市、富山市スポーツ協会とその加盟団体、総合型スポーツクラブ(地域スポーツクラブ)及びスポーツ少年団であり、この優先使用における取り扱いは、計画的に進めるべき本市の事業や地域スポーツクラブ等の活動の安定性の確保につながるものであり、適切なものと考えております。